大阪府

超簡易版BCP「これだけは！」シート
（新型コロナウイルス感染症対策版）

府制作「中小企業における新型コロナウイルス感染症対策」の動画も公開中です！

大阪府富田林保健所長による実例を交えた６本の動画です！

©2014 大阪府もずやん

○ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは？

「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」※です。

BCPは、企業の事業継続を脅かす様々なリスクを対象としており、新型コロナウイルスなどの感染症も一つのリスクです。

※引用元：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～」

○ 感染症対策におけるBCPの重要性

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症を対象とするBCPは、地震や風水害などの自然災害を対象としたBCPと共通する要素もありますが、両者の相違点を把握した上で、事業継続方針や優先的に復旧・継続すべき事業を予め定め、具体的な事業継続の取り組みを検討する必要があります。

感染症対策のBCP策定においては、自然災害のように、社屋や設備機器などへの直接的な被害が想定されない一方で、時短営業や休業要請、勤務体制の変更など、感染拡大に伴う社会全体の要請への対応が求められ、加えて従業者や来訪者への感染予防対策を講じる必要があります。また、感染症の流行が長期・広範囲となった場合、サプライチェーンを構成する事業者の事業中断が、自社事業にも影響を及ぼすことなどを想定した上で、必要な対策を検討しておくことも大切です。

このような観点から、大阪府では、現在流行中の新型コロナウイルス感染症に対応し、最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「大阪府超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」を作成しました。

このシートをご活用いただき、事業継続に役立ててください。

※このシートの作成にあたっては、大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員　松井裕一朗氏に監修いただきました。

◎（注１）事業継続目標について

事業継続目標とは、企業の存続及び供給責任の観点から、優先的に復旧・継続すべき事業に対する具体的な目標（製品・サービスの供給量など定量的な目標）のことです。事業中断時においては、経営資源（人・物・金・情報）が欠乏し、全ての事業（製品・サービスの供給）を復旧・継続することは現実的に困難であることから、予め事業継続目標を明確にしておく必要があります。

〈目標設定にあたってのポイント〉

自社の存続及び事業継続において必須とされる製品やサービスなどに関わる事業について具体的な目標を設定しましょう。

○ 法律又は規則によって緊急時の供給責任が問われる事業
（例：人命に関わる事業、インフラ事業等、社会機能維持に関わる事業など）

○ 売上や利益が全体比率において多数を占めている製品やサービスを中心とした事業

○ 利害関係者(取引先、消費者など)から緊急時の供給責任が求められる事業

⇒上記を検討し、人命の安全確保、事業継続に必要な人材の確保、サプライチェーンの維持の観点等もふまえ総合的に勘案し、自社の事業継続目標を明確にしてください。

◎ 衛生用品について （参考元：厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」）

感染症対策に衛生用品は不可欠です。マスク、アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）消毒液、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム：濃度0.05%に希釈したもの）、ゴム手袋、ゴーグルなど、従業者数や組織規模などを勘案して必要数を算出し、予め確保しておきましょう。

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）

方法	モノ	手指
水及び石鹸による洗浄	○	○
熱水	○	×
アルコール消毒液	○	○
次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）	○	×
手指用以外の界面活性剤（洗剤）	○	未評価
次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）	○	未評価

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する参考WEBサイト

大阪府
特設サイト

内閣官房
感染症対策

外務省
海外安全情報

厚生労働省
感染症について

経済産業省
支援策

感染拡大を防ぐためには、早期発見・治療が大切になります。そのため、従業者の体調不良時や濃厚接触者となった際に報告をしやすい事業所内の環境づくりをお願いします。感染者へのこころのケア、復職時の迎え入れについてもご配慮いただきますようお願いします。また、感染後は、後遺症が残る場合があることに理解をお願いします。

【お問い合わせ先】 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ
電話番号：06-6210-9494　FAX：06-6210-9504
メールアドレス：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府　BCP　検索

Ver.1（令和３年１月27日作成）

大阪府 超 # 簡易版BCP「これだけは！」シート（新型コロナウイルス感染症対策版）

策定・最終更新日：　　年　　月　　日

従業者（社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

1．基本情報

企業名・屋号・工場名など		所在地		事業継続目標（注１）	
事業継続方針				主な委託先（注２）（仕入先・協力会社・運送会社・派遣会社等）	

（注２）主な委託先：感染者が発生した場合に、自社の事業が中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織です。

2．BCPの発動条件　どの段階で感染者が発生した場合にBCPを発動するかを考えます。

□ 国（　　）　□ 都道府県（　　）　□ 市町村（　　）
□ 自社拠点（　　）　□ その他（　　）
※主な委託先において感染者が発生した場合、BCPを発動させる必要があります。

3．BCPの発動時の組織体制　緊急時の組織体制を事前に決定します。

従業者間の連絡方法	□ メール　□ SNS（LINE等でグループ作成）　□ 電話　□ その他（　　） ※感染症の場合は、WEB会議システムを通じた従業者間の連絡方法もあります。			
BCP担当 社長 （司令塔） ※社長が対応できない場合に社長の代理として司令塔を担う方 ［　　］	① **情報担当責任者**	最新の感染症に関する情報を収集するとともに社内外への情報発信を行う。	担当：	副担当：
	② **供給担当責任者**	感染者発生時・事業中断時における取引先や消費者に対する供給責任に関する対応を行う。	担当：	副担当：
	③ **予算担当責任者**	感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理を行う。（衛生用品・資金繰り等）	担当：	副担当：
	④ **現場担当責任者**	感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策について現場での対応を行う。	担当：	副担当：
	⑤ **特命担当責任者**	①～④の役割と責任の範囲外のことで、別途責任者を定める必要がある場合に、特命担当責任者を選任する。（例：法務等）　※必要に応じて選任	担当：	副担当：

4．予防対策　感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
情報収集と社内への情報提供	□ 日本政府及び関係省庁、大阪府WEBサイトにて最新の情報収集する（①） □ 収集した情報は全従業者に情報提供を行う（①）	
新型コロナウイルス感染症に関する社外への情報発信	□ 自社の取り組み（予防対策、感染者対策、復旧対策）を情報発信する（①） □ 主な委託先にも同様の取り組みを求める（①②）	
健康管理の徹底	□ 健康観察を実施する（発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等）（④） □ 手洗い及び手指の消毒を徹底する（④）	
施設への立入制限	□ 来訪者の入退管理を行う（④） □ 来訪者の立入可能エリアを限定する（④）	
対人距離の確保	□ 時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する（④） □ 対人距離を２m以上（最低１m）確保する（④） □ 食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない（④）	
社内設備の消毒	□ 頻繁に接触する場所を重点的に消毒する（④） □ 消毒作業に際しては保護具を着用する（マスク・ゴーグル・ゴム手袋等）（④） □ 消毒に用いた保護具は消毒又は専用のごみ袋に入れて廃棄する（④）	
勤務体制の変更	□ 勤務体制の変更を行う（④） □ 情報セキュリティの強化を行う（管理者パスワードの変更、アクセス権設定、IT機器や紙媒体の持ち出し管理等）（④）	
出張や外出の制限	□ 事業継続上、最低限の場合を除き、新型コロナウイルス感染症が流行している国や地域への出張を禁止する（④）	
事業の縮小又は拡大等	□ 事業継続目標の需要増減を見据えた事業の縮小・撤退・拡大を検討する（②）	
事業継続に必要な物資・サービスの確保	□ 自社の事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する（③） □ 主な委託先において感染者が発生した場合に備え、代替手段や余剰在庫の確保、代替調達先の確保等を行う（②）	

5．感染者対策　自社や取引先において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
従業者に感染の疑いがある場合	□ 発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出社しないよう従業者に周知徹底する（④） □ 症状がみられる際は、上長に報告させるとともに、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話相談し、その指示に従う（④） □ 毎日、当該従業者に検温を実施させ、体調を記録する（④） □ 体調不良を押して無理な勤務をしている従業者がいないか随時確認する（④）	
従業者が感染した場合	□ 保健所の指導に基づき、(1)濃厚接触者の特定に関わる調査協力、(2)消毒指導に応じた消毒作業等に速やかに対応する（④） □ 感染事例を踏まえた更なる予防対策を検討・導入し、全従業者に対して周知徹底する（①④） □ 利害関係者（主な委託先、取引先など）に対して対応状況の周知を行う（①②） ※感染者が特定されることがないように留意する □ 対応状況や供給に関するお問い合わせ窓口を設置する（②） □ 退院後、４週間程度の健康観察を実施することとし、体調を確認しながら復帰させる（④） ※退院基準を満たしているため、出勤することは差し支えありません ※職場復帰時は、差別などが起こらないよう充分配慮する	
従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合	□ 従業者の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する（④） □ 従業者の同居家族の体調不良についても、上長に報告させる（④）	
従業者の同居の家族が感染した場合	□ 当該従業者は濃厚接触者となるため、保健所の調査や14日間の自宅待機による健康観察に協力し、その指示に従う（④）	
取引先において感染者が発生した場合	□ 当該感染者が症状を呈した２日前から最終出社日までの行動履歴を取引先から聴取し、従業者との接点（訪問・来訪）の有無を把握する（④） □ 当該感染者が主な委託先に所属していた場合、事業中断に備え、代替手段の実施又は代替調達を行う（②③）	
事業の縮小等	□ 事業継続目標への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした事業の中断・自粛、縮小・撤退を行う（②）	

6．復旧対策　感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
事業の再開	□ 急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な事業復旧を行う（②④） □ 供給責任や自社の収益への影響を考慮し、優先順位などを踏まえた供給再開を行う（②）	
臨時態勢の維持	□ 新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮小・撤退ができるよう、臨時の態勢を維持する（④）	
協調的サプライチェーンの確立	□ 主な委託先の復旧スケジュールとその内容を把握し、足並みを揃えた事業復旧を行う（②④）	

参考：府制作動画「中小企業における新型コロナウイルス感染症対策」をご覧いただくとより理解が深まります。

４．予防対策・・・・動画内　Chapter 3　Chapter 4　Chapter 6

５．感染者対策・・・動画内　Chapter 2　Chapter 4

※文中の（ ）内の数字は、上記「３．BCPの発動時の組織体制」に記載の各担当責任者が担う取り組みのことです。

当社は上記の感染症対策を実施します。　次回　　年　　月に見直します。